

**手続名**  
国民健康保険療養費支給申請手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課 健康保険係（049-251-2711 内線320）

**手続説明**

- ・概要  
保険医療機関で保険治療を受けることができず、自費で受診したときなど、その費用について療養費として支給する手続です。
- ・要件  
以下のいずれかに該当する場合は、  
①保険証の提示ができずに治療を受けた場合  
②医師が治療上作成を認めた補装具を作成した場合  
③骨折や捻挫等により国民健康保険を扱っていない柔道整復師の治療を受けた場合  
④医師の指示であんま・はり・灸・マッサージ等の治療を受けた場合  
⑤手術等で輸血を受けた際の生血代  
⑥海外渡航中に治療を受けた場合
- ・提出期限  
療養の費用を支払った翌日から2年間

**必要書類**

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)
- ・国民健康保険被保険者証、領収書、口座番号のわかるもの  
そのほか、要件の①から⑥により以下のものがが必要です。  
①の場合 診療（調剤）報酬明細書  
②の場合 医師の診断書（意見書）  
③の場合 施術内容明細書  
④の場合 医師の同意書、施術内容証明書  
⑤の場合 医師の診断書（意見書）、輸血用生血液受領証明、印鑑  
⑥の場合 診療内容明細書及び領収明細書（それぞれの日本語の訳文も添付してください）、渡航歴のわかるもの、印鑑

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shikaku\\_kyufu/2010-0510-2112-138.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shikaku_kyufu/2010-0510-2112-138.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
あり	あり